

第三十五号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

二 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第二条第一項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）

第二十一条に次の一項を加える。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第二十二条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時任用職員」に改め、同条第一項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第二十六条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十六条の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除

く。」を削る。

第二十六条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項、第二十六条の二第二号及び第二十六条の四第一項の改正規定並びに次項の規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第二十六条第一項、第二十六条の二第二号及び第二十六条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

か、会計年度任用職員制度の導入に伴い、条例が適用される職員の範囲を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。